

**伊根町第7期障害福祉計画・
第3期障害児福祉計画**

令和6年3月

伊根町

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題.....	5
1. 本町の人口・世帯の動向	5
2. 障害のある人の動向	8
3. 障害のある人の生活の様子と課題	12
4. 障害福祉サービス等の実施状況	25
5. 現状及びアンケート調査等からみた課題	31
第3章 計画の基本的な考え方.....	33
1. 計画の基本理念	33
第4章 成果目標及びサービス等の確保方策.....	33
1. 令和8年度までの成果目標	33
2. 障害福祉サービス等の見込みと確保の方策	38
3. 障害のある子どもへの支援	42
4. 地域生活支援事業の見込み及び確保方策	45
第6章 計画の推進.....	50
1. 計画の推進体制	50
2. 計画の進行管理	51
資料編.....	52
1. 計画策定の経過	52
2. 伊根町障害者自立支援協議会設置要綱	53
3. 伊根町障害者自立支援協議会 委員名簿	55

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の障害者施策の動向

国の障害者支援に関する制度や施策は、国内法の整備・改正によってめまぐるしく変化しており、近年においてもいくつかの法改正等が行われています。

令和3年6月に公布された障害者差別解消法の改正では、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対する合理的配慮の義務付けや、行政機関相互間の連携の強化等が示されており、令和4年12月に公布された、障害者総合支援法等の改正では、障害のある人等の地域生活や就労の支援の強化・障害のある人等の希望する生活の実現に向けた様々な体制や支援整備が求められています。また、児童福祉法に関しても、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うために、令和4年6月に改正が行われており、これらの法改正は令和6年4月の施行が定められています。

さらに、国内における障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられる「障害者基本計画（第5次）」が令和5年3月に閣議決定され、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向について定められました。

(2) 本町における動向

本町では、令和3年3月に「伊根町第3次障害者基本計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、すべての障害のある人の自立と社会参加をめざして、障害者施策の推進に取り組んできました。

この度、「伊根町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間が満了することを受け、新たに「伊根町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定しました。

本計画は、「伊根町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の進捗状況や目標数値を検証するとともに、伊根町の現状や国の基本指針、府の動向等を踏まえて策定しました。

近年における障害者関連法整備の主な動き

年・月	主な動き
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部施行（4月） ○ 障がい福祉サービス等に関する改正、「就労定着支援」「自立生活援助」等の新設、「共生型サービス」の追加等 ■ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の公布・施行（6月） ○ 障がい者による文化芸術活動の推進、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進等
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者の雇用の促進に関する法律」の改正・施行（6月） ○ 短時間労働以外の労働が困難な状況にある事業主に対する、障がい者の雇い入れ及び継続雇用に関する支援の実施、障害者の雇用状況に関する的確な把握等
令和 3 年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者差別解消法」の改正（6月） ○ 「合理的配慮」の事業者における義務化等
令和 4 年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の公布・施行（5月） ○ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進等 ■ 「児童福祉法」の改正（6月） ○ 包括的な支援のための体制強化、児童の居場所づくりの支援実施、児童発達支援の類型一元化、障害児入所施設の 22 歳までの入所継続可能等 ■ 「障害者総合支援法」等の改正（12月） ○ 障がい者等の地域生活の支援体制の充実、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進、精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、障がい福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等
令和 5 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者基本計画（第 5 次）」の策定 ○ 障害者の自立と社会参加等を支援するための施策を、総合的・計画的に推進するために策定される、政府が取り組む障がいのある人のための施策に関する最も基本的な計画

2. 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

「伊根町第7期障害福祉計画」は、「障害者総合支援法第88条」に規定する市町村計画で、同法で定める障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

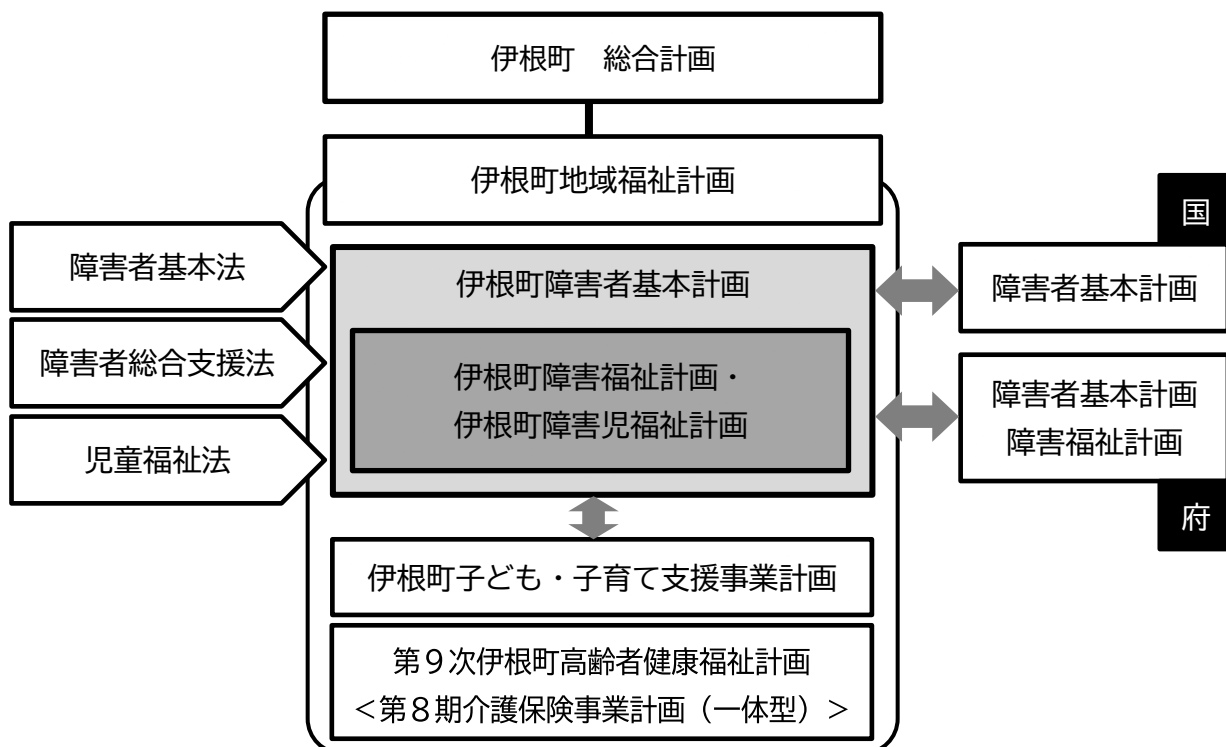
「伊根町第3期障害児福祉計画」は、「児童福祉法第33条の20」に規定する市町村計画で、同法で定める障害児通所支援及び相談支援の提供体制の確保等について定めるものです。

	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画内容	障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める	障害児通所支援等の必要量や確保に関して定める

(2) 計画の位置づけ

本計画は、町政の基本方針を示す「伊根町総合計画」と総合的な福祉に取り組む計画である「伊根町地域福祉計画」を上位計画とし、整合性を図り策定しています。また、「伊根町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「伊根町子ども・子育て支援事業計画」など、福祉に関する関連計画との整合性を図り策定しています。

さらに、国が策定する「障害者基本計画」、京都府の策定する「障害者基本計画・障害福祉計画」を踏まえ策定しています。



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、関係法令の施行や制度改正などの社会経済情勢やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年
町の計画	伊根町第2次障害者基本計画		伊根町第3次障害者基本計画						
	第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画		第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画			
府の計画	第3期京都府障害者基本計画		第4期京都府障害者基本計画			第5期京都府障害者基本計画			
	京都府障害福祉計画 (第5期)		京都府障害福祉計画 (第6期)			京都府障害福祉計画 (第7期)			
国の計画	障害者基本計画(第4次)					障害者基本計画(第5次)			

第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題

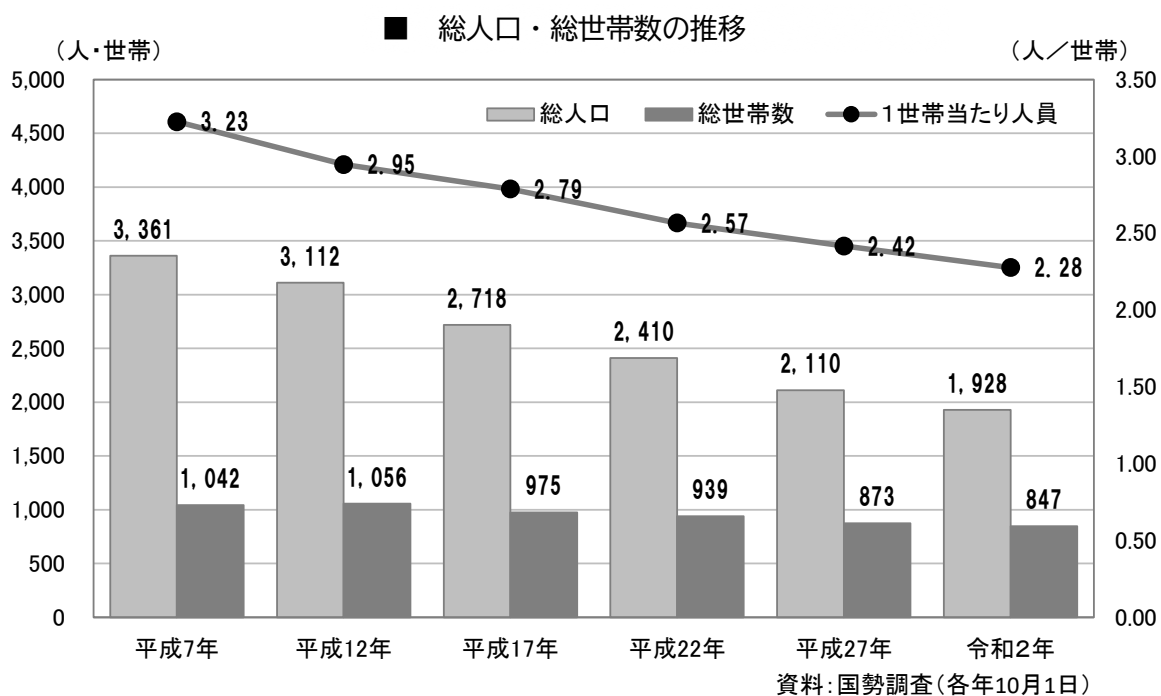
1. 本町の人口・世帯の動向

(1) 総人口・総世帯数の状況

国勢調査における総人口の推移をみると、年々減少しており、令和2年の総人口は1,928人となっています。

世帯数は平成7年から平成12年にかけて微増傾向にありましたが、それ以降は減少を続け、令和2年では847世帯となっています。

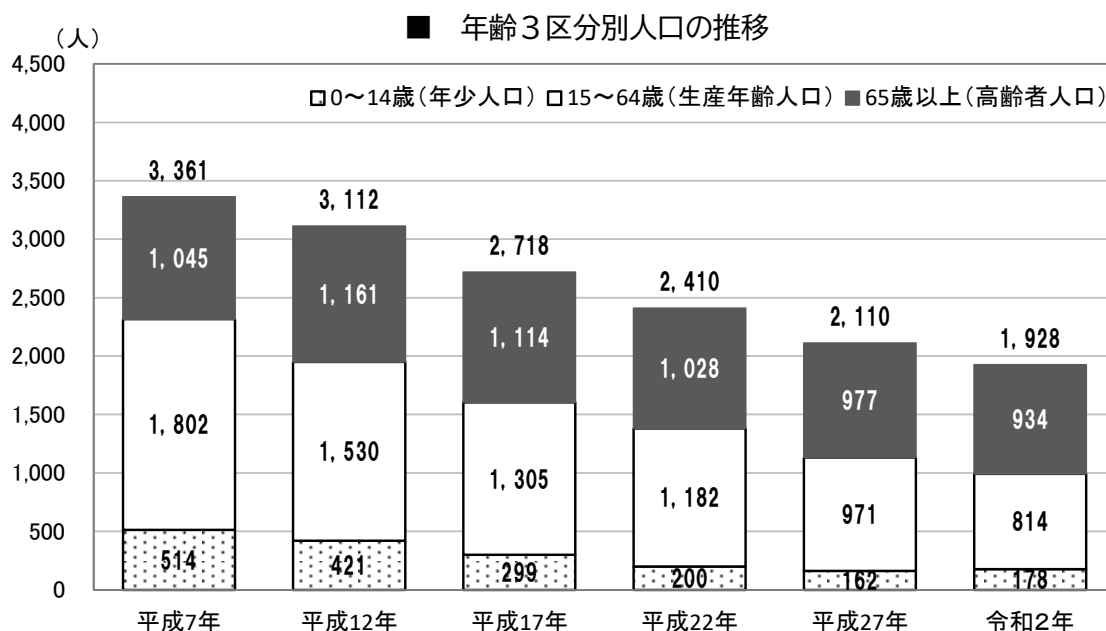
1世帯当たりの人員は、平成7年の3.23人が令和2年には2.28人となり、世帯規模の縮小が進んでいます。



年齢3区分別人口についてみると、0～14歳の年少人口については、一貫した減少傾向となっておりましたが、令和2年には増加に転じ、178人となっています。

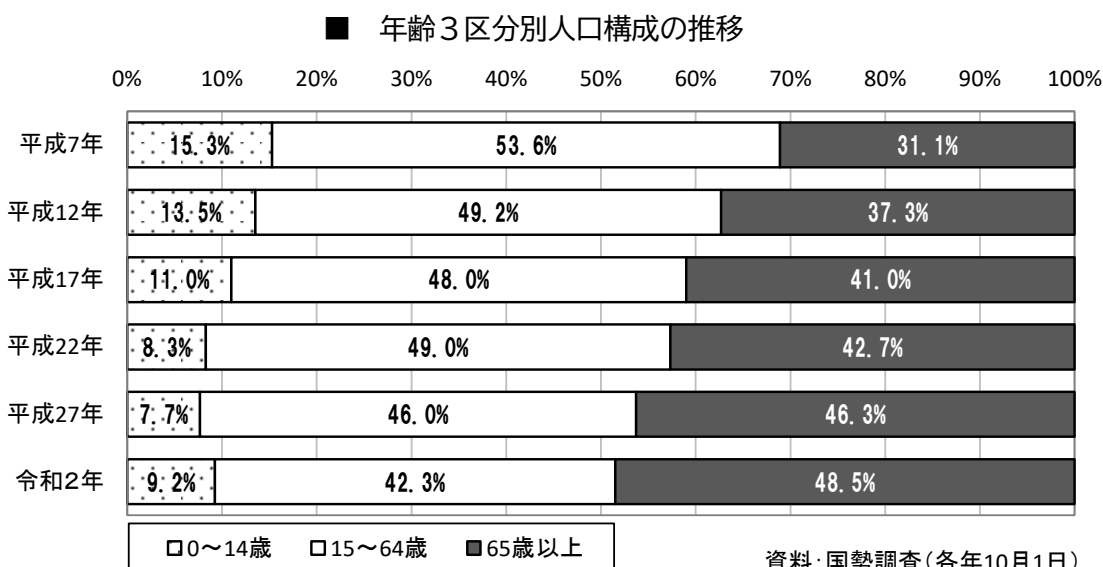
また、15～64歳の生産年齢人口は一貫して減少を続けており、65歳以上の老年人口は平成7年から12年にかけては増加傾向となっておりましたが、それ以降は減少傾向となって、令和2年では、生産年齢人口は814人、老年人口は934人となっています。

年齢3区分別人口を人口構成で見ると、年少人口は減少傾向となっておりましたが令和2年で増加傾向に転じています。生産年齢人口は増減を繰り返して推移しており、老年人口は一貫した減少傾向となっています。



資料:国勢調査(各年10月1日)

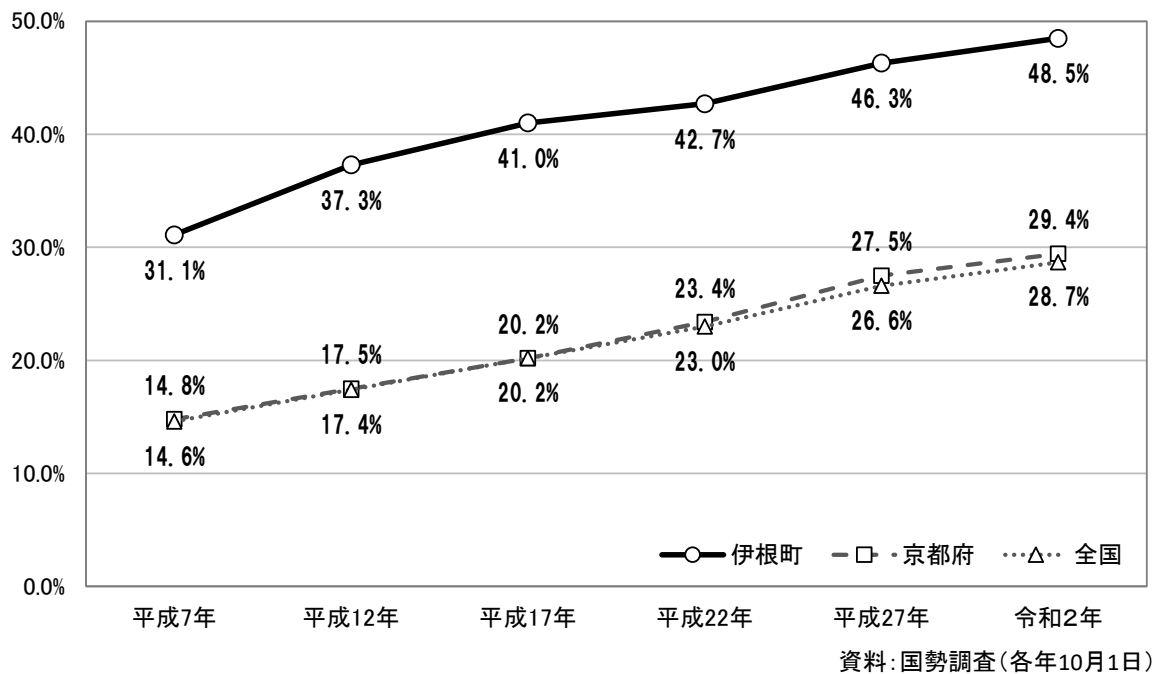
※総人口は年齢不詳を含むため、内訳と一致しない場合があります



資料:国勢調査(各年10月1日)

※四捨五入の関係で各年齢の比率の合計が100%にならない場合があります

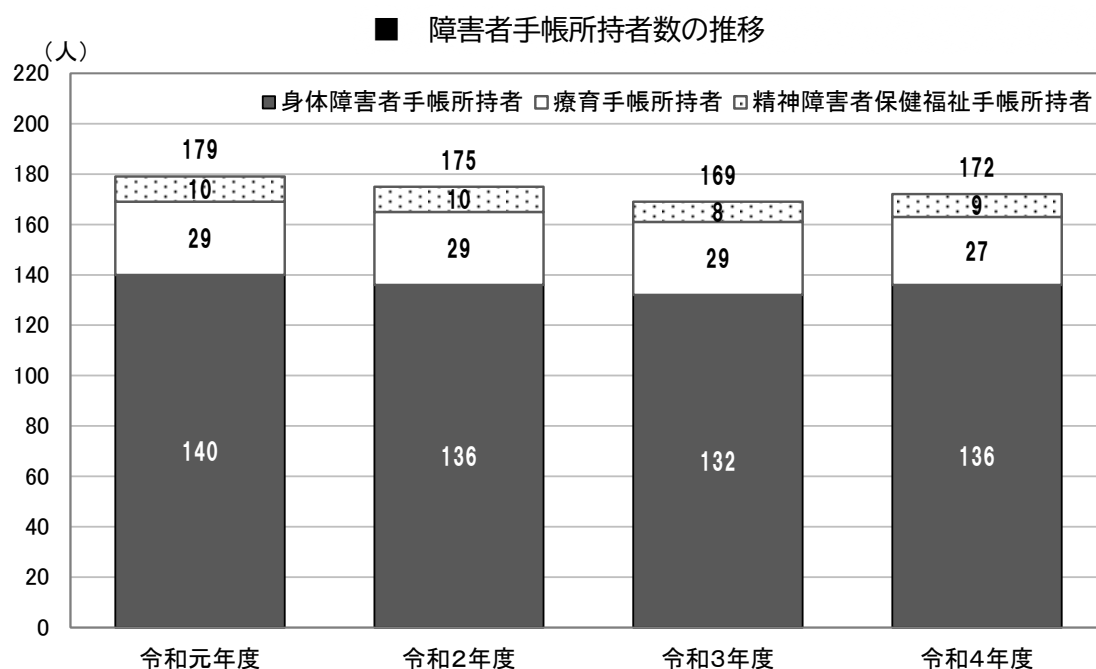
本町の高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は、平成7年の31.1%から令和2年の48.5%にかけて一貫して増加傾向となっており、全国及び京都府と比べても、高い水準で推移しています。



2. 障害のある人の動向

(1) 障害者手帳所持者数の推移

本町における障害者手帳所持者数は、大きな変動なく推移しており、令和4年度では身体障害者手帳所持者数は136人、療育手帳所持者数は27人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は9人となっています。



資料:保健福祉課(各年度末現在)

年齢3区分別に令和元年と令和4年を比較すると、18歳未満と65歳以上の割合が増加傾向、18～64歳の割合が減少傾向となっています。令和4年度では、18歳未満が2.3%、18～64歳が22.7%、65歳以上が75.0%と65歳以上が多くを占めています。

■ 年齢区分別障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)
下段:%は構成比

手帳種別	年齢区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
身体障害者手帳所持者	令和4年	1 0.7%	16 11.8%	119 87.5%	136 100.0%
	令和元年	1 0.7%	20 14.3%	119 85.0%	140 100.0%
療育手帳所持者	令和4年	2 7.4%	18 66.7%	7 25.9%	27 100.0%
	令和元年	2 6.9%	21 72.4%	6 20.7%	29 100.0%
精神障害者保健福祉手帳所持者	令和4年	1 11.1%	5 55.6%	3 33.3%	9 100.0%
	令和元年	0 0.0%	7 70.0%	3 30.0%	10 100.0%
合計	令和4年	4 2.3%	39 22.7%	129 75.0%	172 100.0%
	令和元年	3 1.7%	48 26.8%	128 71.5%	179 100.0%

資料:保健福祉課(各年度末現在)

(2) 身体障害者の状況

令和4年度における身体障害者手帳所持者の年齢区分は、18歳未満は1人(0.7%)、18～64歳が16人(11.8%)、65歳以上が119人(87.5%)で、高齢者が9割近いです。

また、障害種類別にみると、肢体不自由が58.1%と最も多くなっており、次いで内部障害が27.2%、聴覚・平衡機能障害が8.1%となっています。

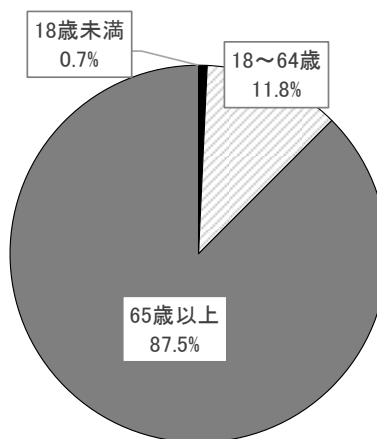
また、障害程度別にみると、4級が33.8%と最も多くなっており、次いで1級が22.8%、3級が16.2%となっています。

■ 年齢区分別身体障害者手帳所持者数の状況

(単位:人)

身体障害者		令和4年度
年齢別	18歳未満	1
	18～64歳	16
	65歳以上	119
	合計	136

資料:保健福祉課(令和4年度末現在)

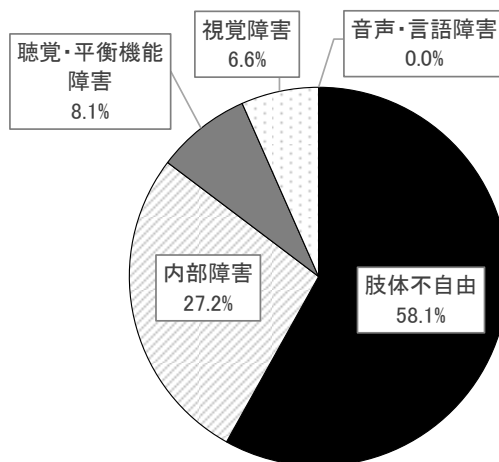


■ 障害種類別身体障害者手帳所持者数の状況

(単位:人)

身体障害者		令和4年度
種類別	肢体不自由	79
	内部障害	37
	聴覚・平衡機能障害	11
	視覚障害	9
	音声・言語障害	0
	合計	136

資料:保健福祉課(令和4年度末現在)

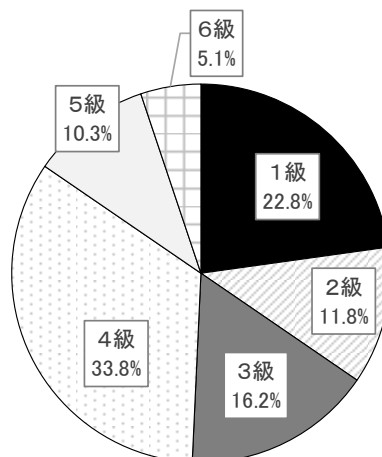


■ 障害程度別身体障害者手帳所持者数の状況

(単位:人)

身体障害者		令和4年度
程度別	1級	31
	2級	16
	3級	22
	4級	46
	5級	14
	6級	7
	合計	136

資料:保健福祉課(令和4年度末現在)



(3) 知的障害者の状況

令和4年度における療育手帳所持者の年齢区分は、18歳未満は2人(7.4%)、18~64歳が18人(66.7%)、65歳以上が7人(25.9%)で、18~64歳が最も多くなっています。

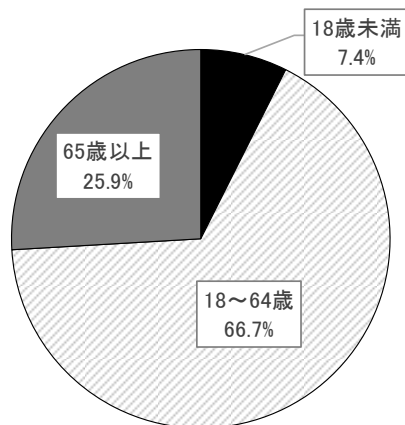
また、障害程度別にみると、重度が40.7%、中軽度が59.3%となっています。

■ 年齢区分別療育手帳所持者数の状況

(単位:人)

知的障害者		令和4年度
年齢別	18歳未満	2
	18~64歳	18
	65歳以上	7
	合計	27

資料:保健福祉課(令和4年度末現在)

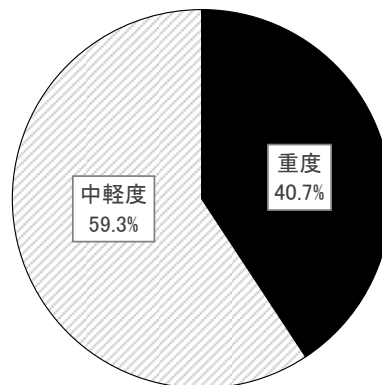


■ 障害程度別療育手帳所持者数の状況

(単位:人)

知的障害者		令和4年度
程度別	重度	11
	中軽度	16
	合計	27

資料:保健福祉課(令和4年度末現在)



(4) 精神障害者の状況

令和4年度における精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢区分は、18歳未満は1人(11.1%)、18～64歳が5人(55.6%)、65歳以上が3人(33.3%)で、18～64歳が最も多くなっています。

また、障害程度別にみると、2級が55.6%と最も多くなっており、3級が44.4%、1級は0.0%となっています。

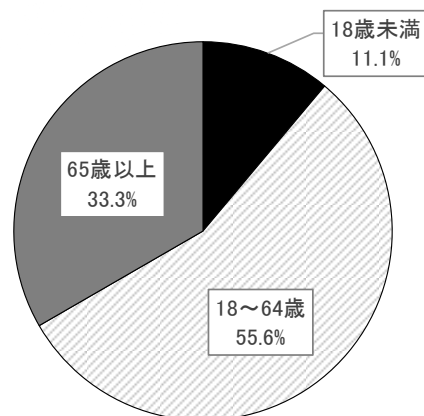
障害者自立支援医療受給者は、令和4年度時点で21人となっています。

■ 年齢区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

(単位:人)

精神障害者		
年齢別	令和4年度	
	18歳未満	1
18～64歳	5	
65歳以上	3	
合計	9	

資料:保健福祉課(令和4年度末現在)

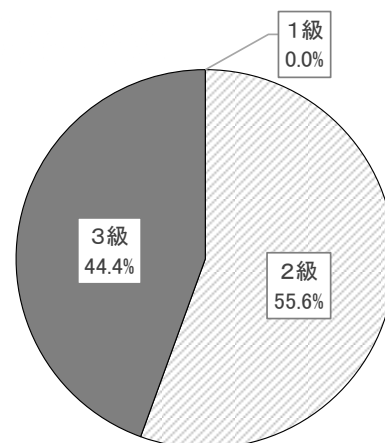


■ 障害程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

(単位:人)

精神障害者		
程度別	令和4年度	
	1級	0
2級	5	
3級	4	
合計	9	

資料:保健福祉課(令和4年度末現在)



■ 障害者自立支援医療受給者の状況

(単位:人)

		令和4年度
障害者自立支援医療受給者		21

資料:保健福祉課(令和4年度末現在)

(5) 難病患者(特定疾患医療受給者)等の状況

難病患者等についてみると、特定医療費(指定難病)受給者数と小児慢性特定疾病受給者数を合わせると、約20名程度となっています。

3. 障害のある人の生活の様子と課題

「伊根町障害者ニーズ調査」のアンケート調査結果から、障害のある人の生活の様子と課題についてみます。アンケート調査の概況は、次のとおりです。

■「伊根町障害者ニーズ調査」の概況

調査目的：障害者手帳をお持ちの方や介助・支援をされている方等を対象に、生活やサービス利用の状況、障害福祉施策に対するお考えを把握し、「第7期障害福祉計画・第3期伊根町障害児福祉計画」を策定するにあたっての基礎資料とするために実施

調査対象：令和5年6月時点における、町内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者及び伊根町から障害福祉サービスの支給決定を受けている方

調査期間：令和5年7月上旬～令和5年7月24日（月）

配布件数：120件

調査方法：郵送配布・郵送回収

回収件数：有効回収数92件（うち白票0件）、回収率76.7%

備考：表示の比率（%）は、小数点以下を四捨五入しているため、選択肢ごとの比率の合計が100%にならない場合があります。また、複数回答は100%を超えます。

前回調査とは、令和2年に実施した前回計画策定時のアンケート調査のことです。

単数回答：「1つに○」など選択肢を1つ選ぶ質問形態

複数回答：「あてはまる番号すべてに○」など2つ以上の選択を選ぶ質問形態

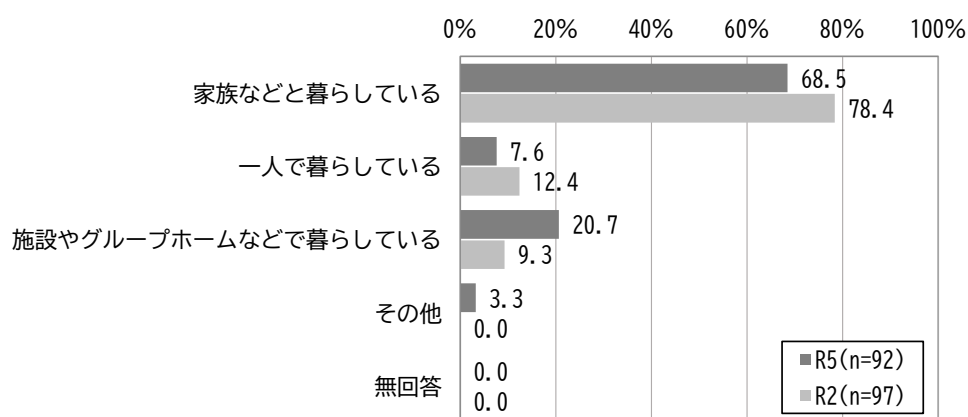
(1) 住まいや暮らしについて



家族などと暮らしている方が多いが、一人暮らしの方もおり、特に精神障害者で割合が高くなっている。1人暮らしの方をはじめとする見守りが重要。

問：普段の暮らし方（単数回答）

○「家族などと暮らしている」が68.5%と最も多くなっています。



※nは回答者数を示す。以下同様。

○「一人で暮らしている」は7.6%となっており、「精神障害者」では14.3%と高くなっています。

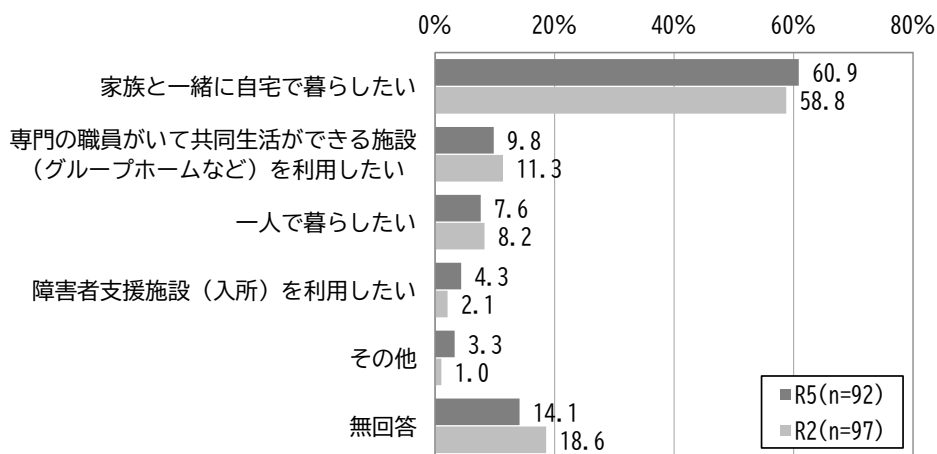
	合計	家族などと暮らしている	一人で暮らしている	施設やグループホームなどで暮らしている	その他	無回答
全体	92 100.0	63 68.5	7 7.6	19 20.7	3 3.3	0 0.0
年齢	18歳未満	6 100.0	6 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	18～64歳	22 100.0	16 72.7	2 9.1	4 18.2	0 0.0
	65歳～74歳	15 100.0	11 73.3	1 6.7	3 20.0	0 0.0
	75歳以上	48 100.0	29 60.4	4 8.3	12 25.0	3 6.3
障害の種類	身体障害者	67 100.0	47 70.1	5 7.5	13 19.4	2 3.0
	知的障害者	17 100.0	9 52.9	2 11.8	5 29.4	1 5.9
	精神障害者	7 100.0	4 57.1	1 14.3	2 28.6	0 0.0
	難病患者	3 100.0	2 66.7	0 0.0	1 33.3	0 0.0



家族と一緒に暮らしたいと考える方が過半数となっており、一人で暮らしたい方も含めて、地域で暮らしたいという希望が多くなっている。在宅でも医療的ケアが受けられること等をはじめとした支援が重要。

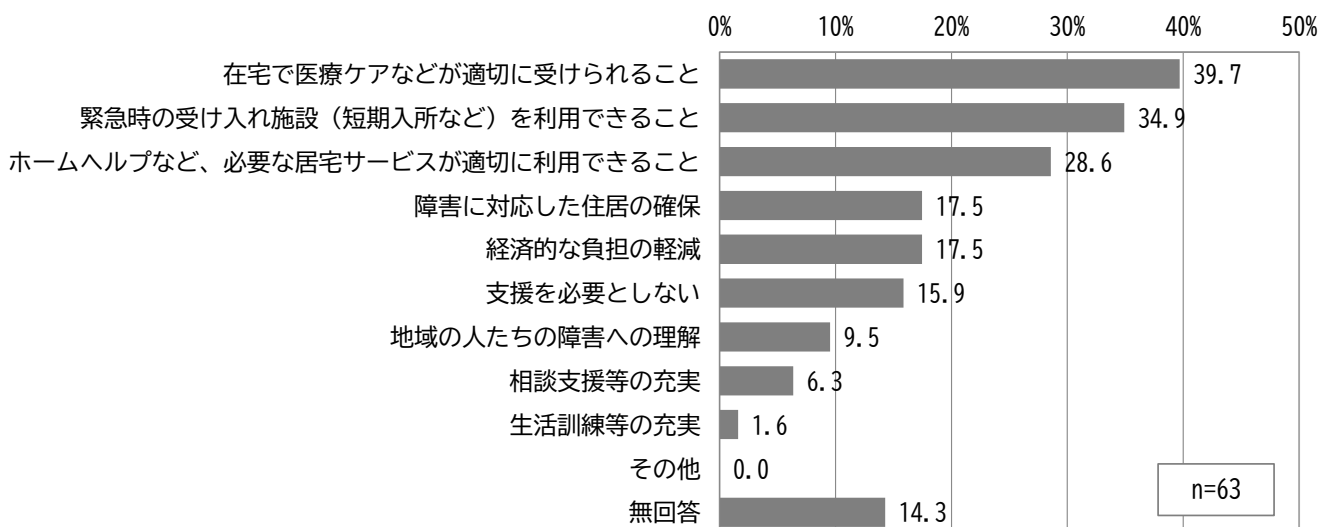
問：今後、希望する暮らし方（単数回答）

○「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が60.9%と最も多く、次いで「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホームなど）を利用したい」が9.8%、「一人で暮らしたい」が7.6%となっています。



問：在宅で暮らすために、必要な支援（複数回答）【一人でまたは家族と暮らしたい方限定】

○「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が39.7%と最も多く、次いで「緊急時の受け入れ施設（短期入所など）を利用できること」が34.9%、「ホームヘルプなど、必要な居宅サービスが適切に利用できること」が28.6%となっています。



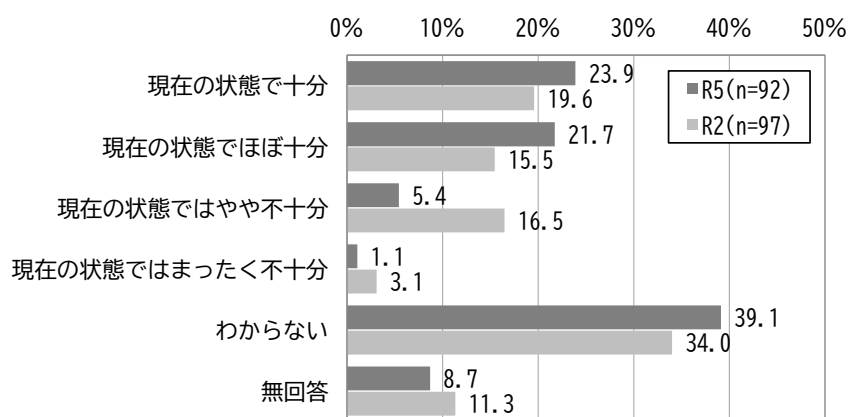
(2) 相談体制や情報提供について



町の相談体制について、十分と感じている方の割合が増加傾向。今後も引き続き相談体制の充実を進めていくことが重要。また、サービスに関する情報提供や緊急時の情報についても、発信を強化していくことが必要。

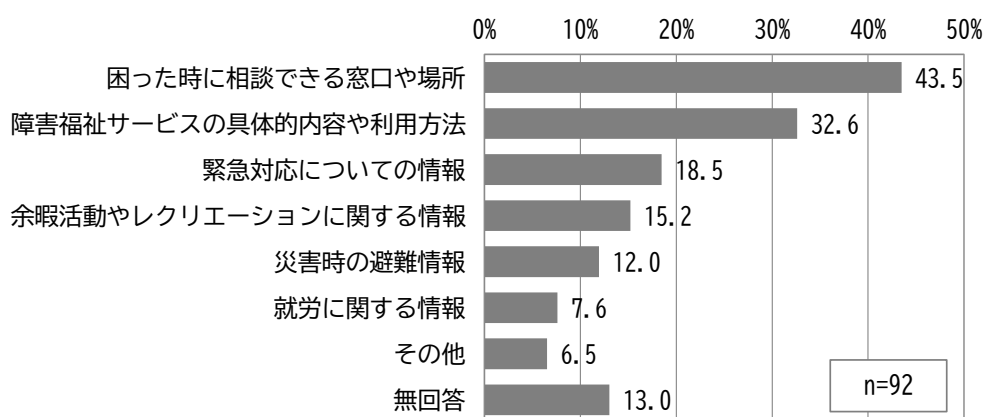
問：伊根町の相談体制についての満足度（単数回答）

○「十分（十分とほぼ十分の合計）」が45.6%、「不十分（やや不十分とまったく不十分の合計）」が6.5%となっており、「十分」が前回調査と比べて増加傾向となっています。



問：今後充実してほしい情報（複数回答）

○「困った時に相談できる窓口や場所」が43.5%と最も多く、次いで「障害福祉サービスの具体的内容や利用方法」が32.6%、「緊急対応についての情報」が18.5%となっています。



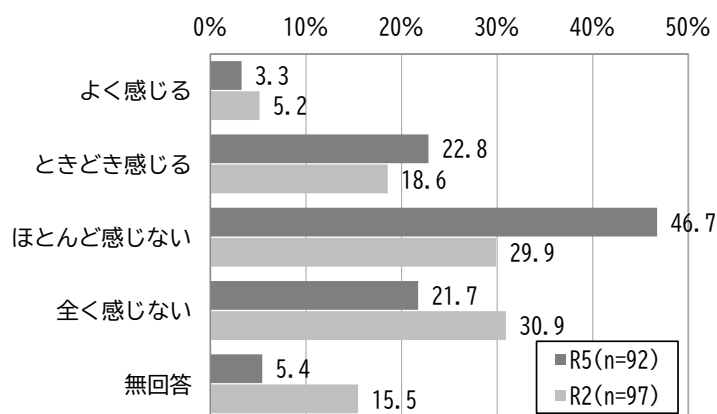
(3) 理解推進について



日常生活において差別や偏見を感じるという方が26.1%となっており、4人に1人が感じている状況。特に人間関係で感じている方が多くなっている。障害に関する理解促進に向けた、情報発信や啓発の取組を進めていくことが重要。

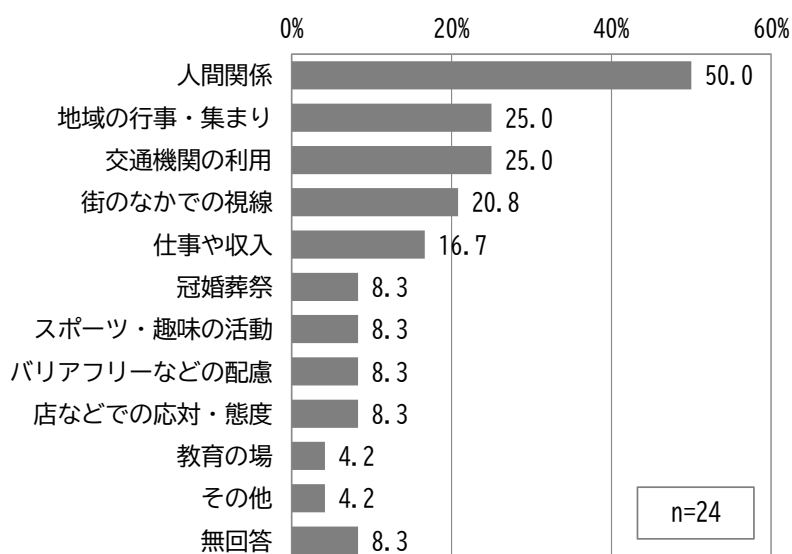
問：日常生活における、差別や偏見を感じる度合い（単数回答）

○「感じる（よく感じると時々感じるの合計）」が26.1%、「感じない（ほとんど感じないと全く感じないの合計）」が68.4%となっています。



問：差別や偏見を感じる場所（複数回答）【差別や偏見を感じる方限定】

○「人間関係」が50.0%と最も多く、次いで「地域の行事・集まり」「交通機関の利用」が25.0%、「街のなかでの視線」が20.8%となっています。



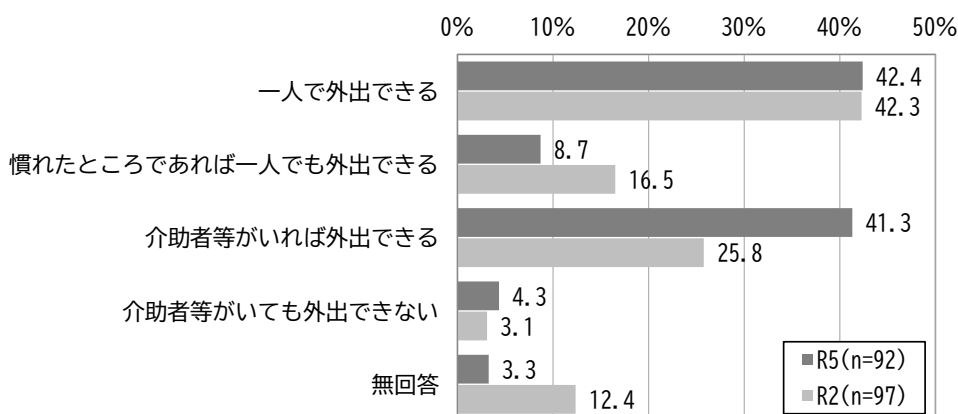
(4) 外出について



一人で外出できる方と介助者等がいれば外出できる方が同程度となっている。行動援護・同行援護等の支援の充実が必要。また、公共交通機関を補う移動支援の充実も重要。

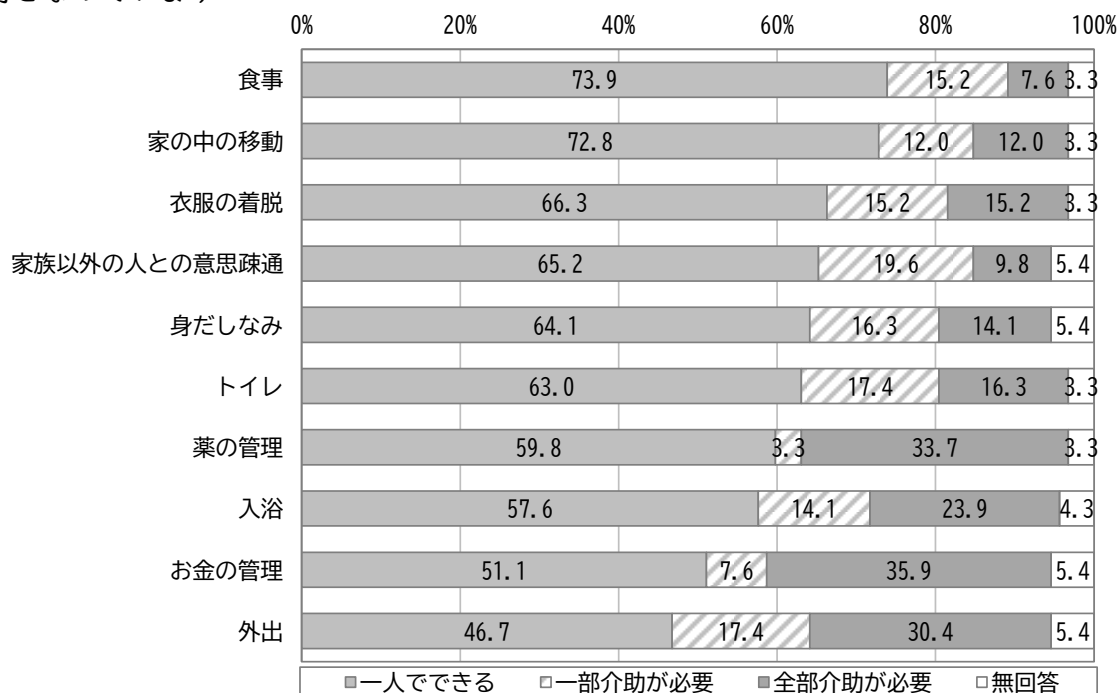
問：一人で外出することができるか（単数回答）

- 「一人で外出できる」が42.4%と最も多くなっています。
- 「介助者等がいれば外出できる」が41.3%、「慣れたところであれば一人でも外出できる」が8.7%となっています。「介助者等がいれば外出できる」が、前回調査と比べ、大きく増加しています。



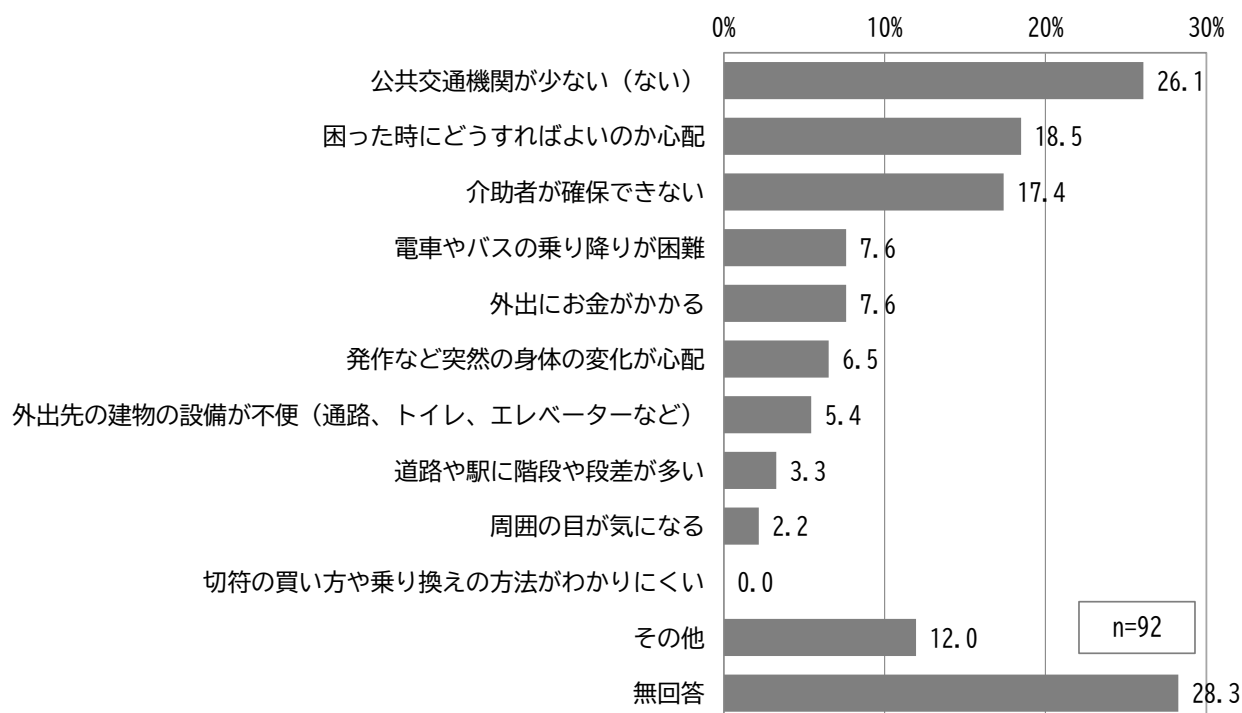
問：日常生活を送る上で、介助が必要な項目（単数回答）

- 「一人でできる」割合が低い項目としては、「外出」となっており、障害種ごとにみても同様の傾向となっています



問：外出するときに困ること（複数回答）

○「公共交通機関が少ない（ない）」が26.1%と最も多く、次いで「困った時にどうすればよいのか心配」が18.5%、「介助者が確保できない」が17.4%となっています。



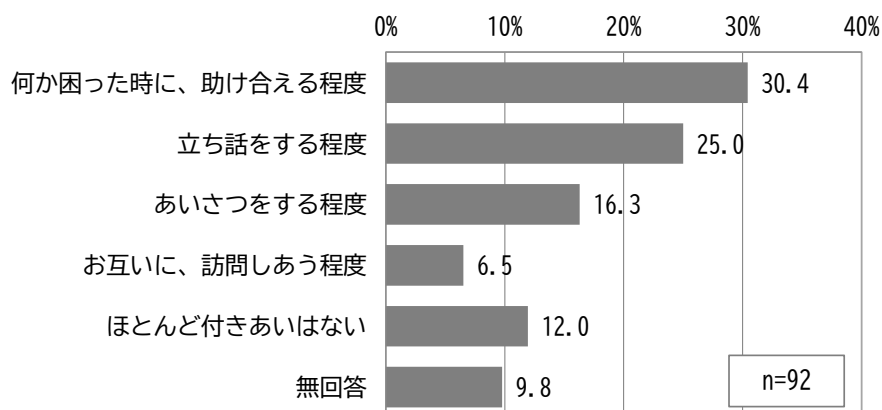
(5) 地域との関わりについて



「何か困った時に、助け合える程度」の近所付き合いをしている方が最も多い。また、ご近所付き合いを深めたいという方も1割程度。地域におけるつながりを今後も大切に維持していくことが重要。

問：ご近所との付き合いの程度（単数回答）

○「何か困った時に、助け合える程度」が30.4%と最も多く、次いで「立ち話をする程度」が25.0%、「あいさつをする程度」が16.3%となっています。



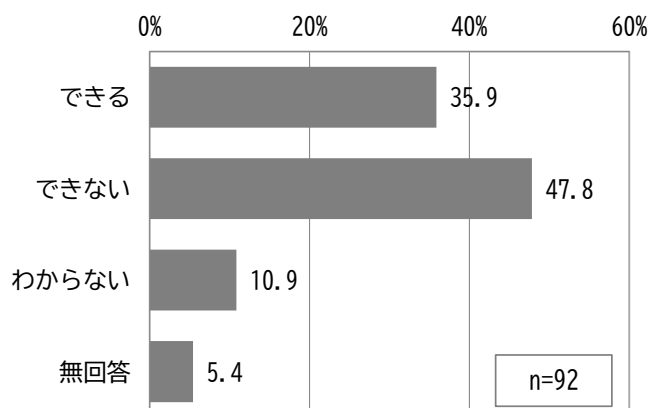
(6) 災害時について



地震などの災害時に一人で避難できない方、避難できるか分からない方が58.7%。災害時要配慮者支援登録制度の周知も含め、支援体制等の情報発信を強化していくことが必要。

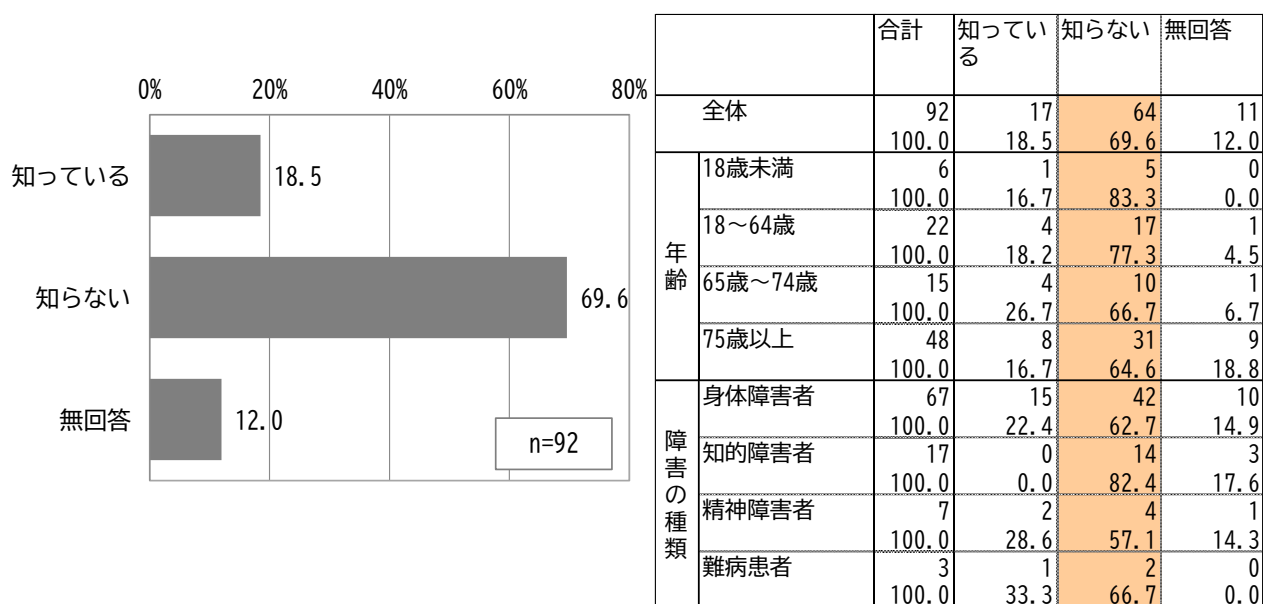
問：災害時に一人で避難できるか（単数回答）

○「できる」が35.9%、「できない」が47.8%、「わからない」が10.9%となっています。



問：避難するときの支援者を登録する制度（災害時要配慮者支援登録制度）の認知度（単数回答）

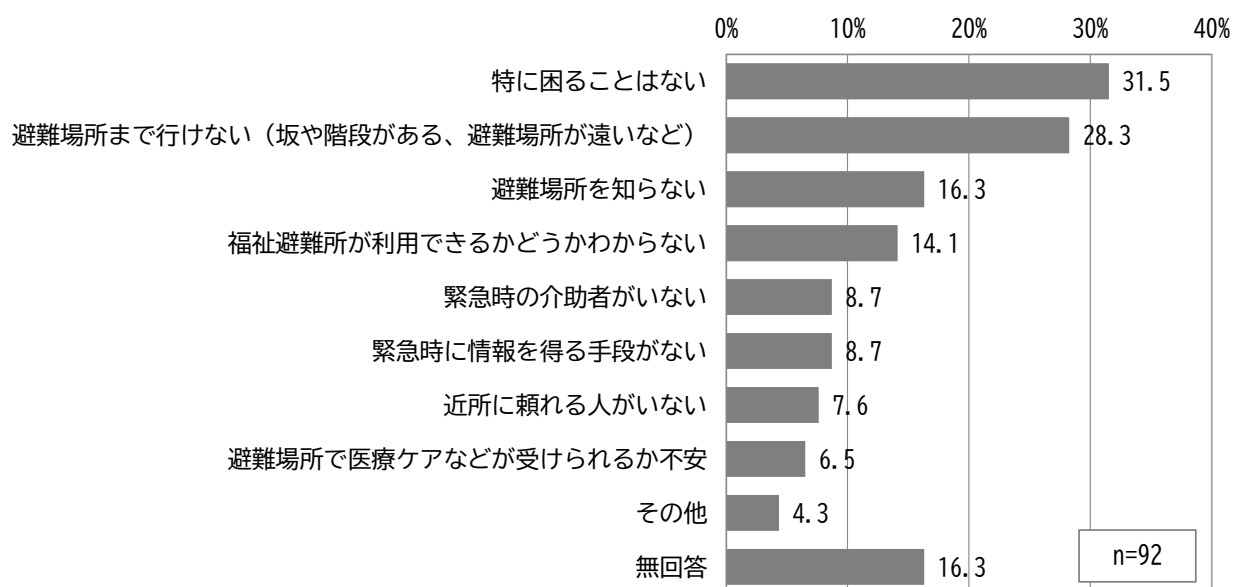
○「知っている」が18.5%、「知らない」が69.6%となっています。



問：災害の時に困ること（複数回答）

○「特に困ることはない」が31.5%と最も多くなっています。

○困ることとしては「避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」が28.3%、「避難場所を知らない」が16.3%となっています。



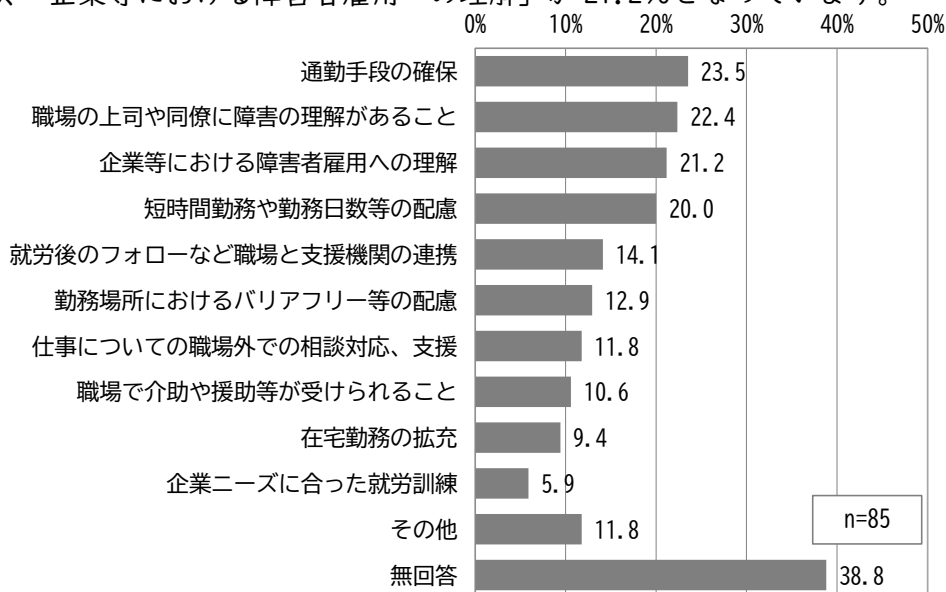
(7) 就労について



就労支援として、通勤手段の確保が重要という意見も多くなっていますが、それと同時に、障害への理解や人間関係に対する支援も求められている。理解促進も含めた就労支援が必要。

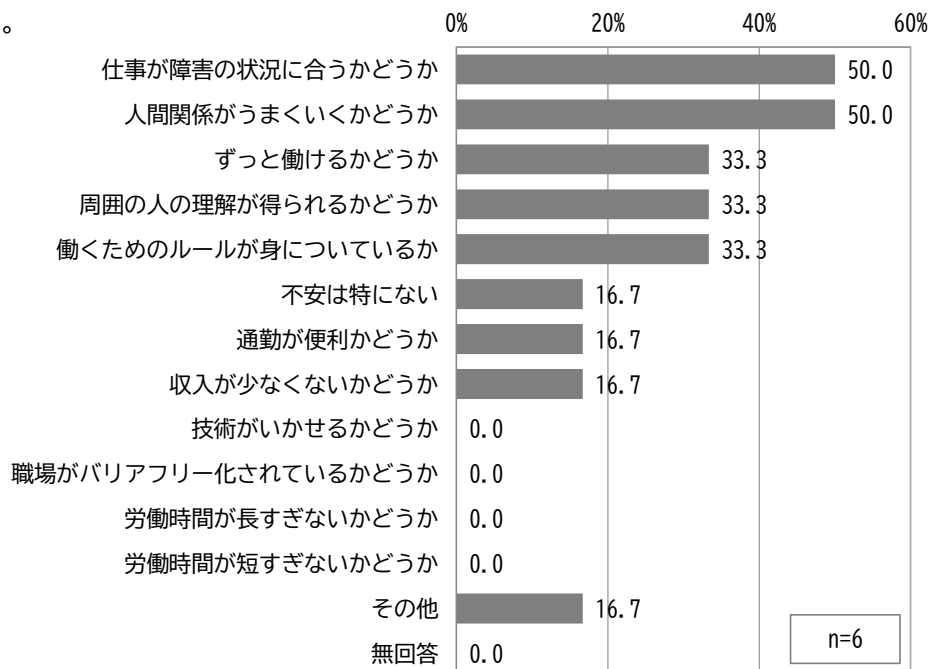
問：障害のある人の就労支援として、必要と思うこと（複数回答）【18歳以上限定】

- 「通勤手段の確保」が23.5%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が22.4%、「企業等における障害者雇用への理解」が21.2%となっています。

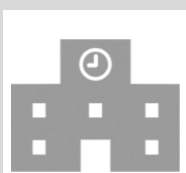


問：将来、仕事をするときに、不安に思うこと（複数回答）【18歳未満限定】

- 「仕事が障害の状況に合うかどうか」「人間関係がうまくいくかどうか」が50.0%と多くなっています。



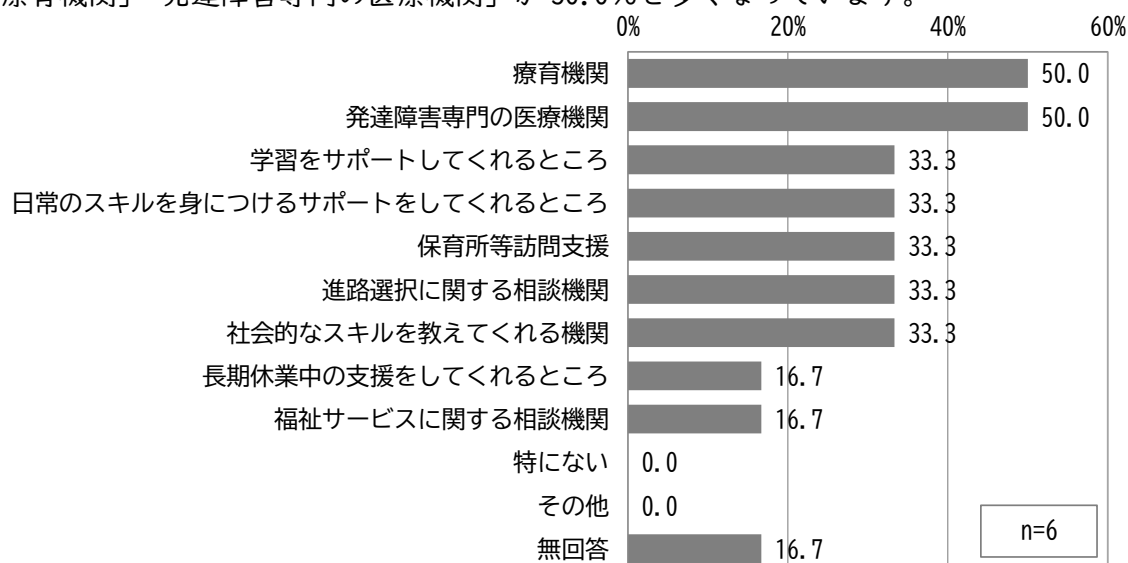
(8) 療育について



療育機関・医療機関等の支援の充実が求められている。また、進路に関する指導への対応も重要視されており、自立に向けた支援についても充実していくことが重要。

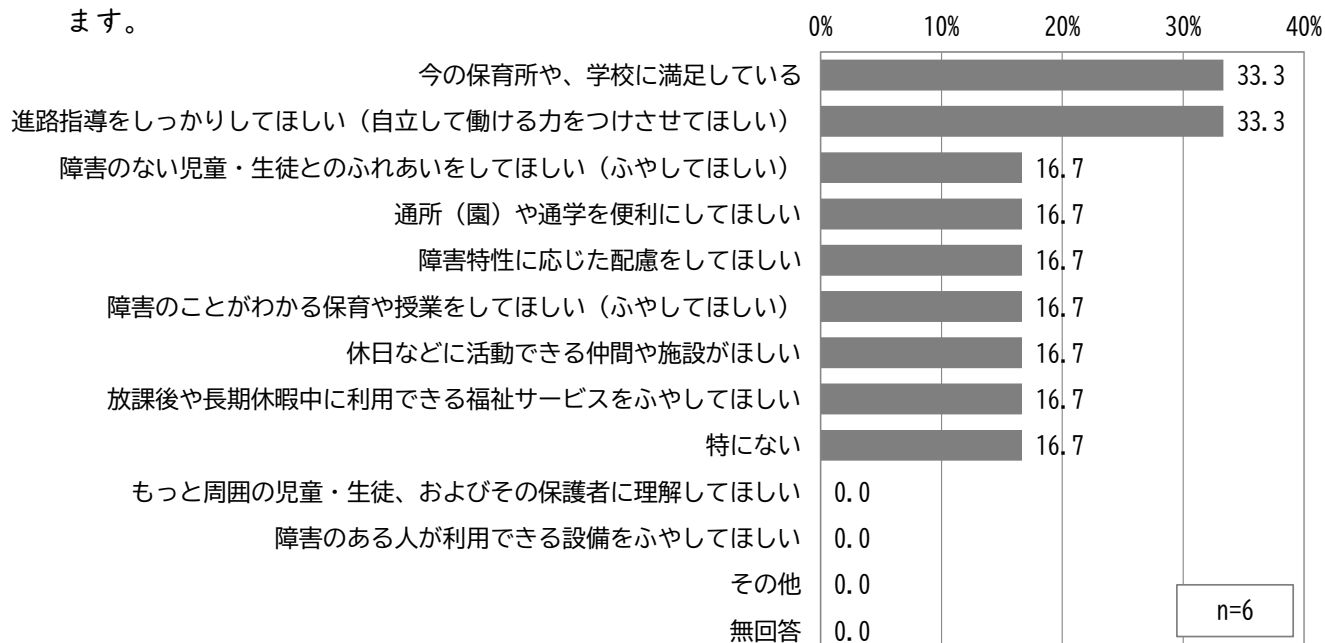
問：求める療育・保育に関する支援（複数回答）

○「療育機関」「発達障害専門の医療機関」が50.0%と多くなっています。



問：保育や教育について、今後必要だと思うこと（複数回答）

○「今の保育所や、学校に満足している」が33.3%となっています。必要なこととしては、「進路指導をしっかりとしてほしい（自立して働ける力をつけさせてほしい）」が33.3%と多くなっています。



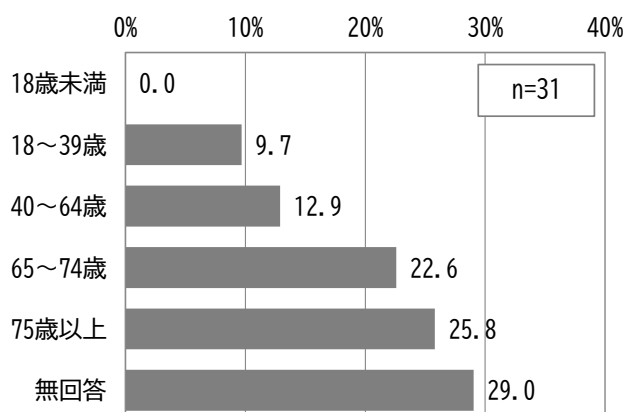
(9) 介助者への支援について



介助者の年齢としては、「65歳以上」が半数近くとなっている。「心身が疲れる」「自分の時間がない」と感じている方も多く、介助者への支援も重要。

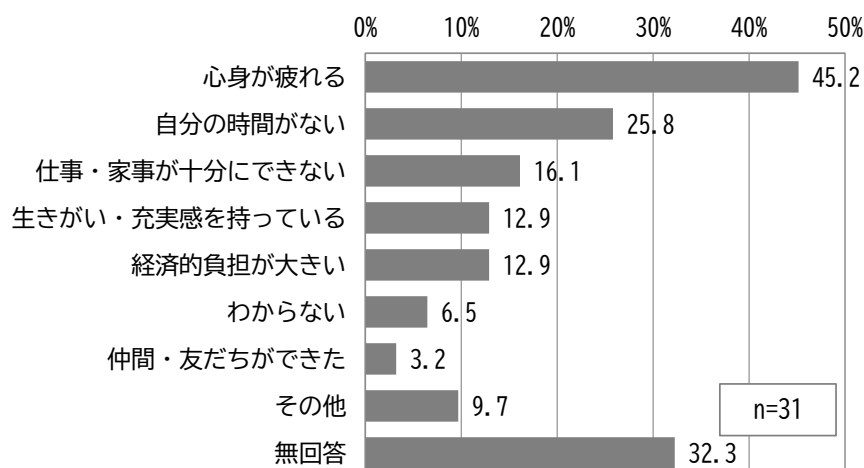
問：介助者の年齢（単数回答）【本人に代わって回答している家族介護者限定】

○「75歳以上」が25.8%と最も多く、次いで「65～74歳」が22.6%となっています。「18歳未満」は0.0%となっています。



問：介助について感じていること（複数回答）【本人に代わって回答している家族介護者限定】

○「心身が疲れる」が45.2%と最も多く、次いで「自分の時間がない」が25.8%、「仕事・家事が十分にできない」が16.1%となっています。



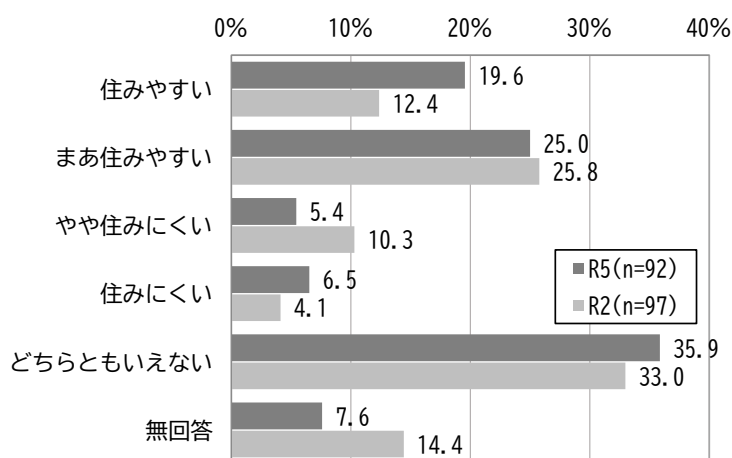
(10) 伊根町の住みやすさについて



障害者にとって伊根町は「住みやすい」と感じる方が増加傾向となっている。しかし、「住みにくい」と感じる方も12%となっており、より住みやすいまちとなっていけるよう取り組むことが重要。

問：伊根町は障がい者にとって住みやすいまちか（単数回答）

- 「どちらともいえない」が35.9%となっています。
- 「住みやすい（住みやすいとまあ住みやすいの合計）」が44.6%、「住みにくい（やや住みにくいと住みにくいの合計）」11.9%となっており、「住みやすい」が増加傾向です。



	合計	住みやすい	まあ住みやすい	やや住みにくい	住みにくい	どちらともいえない	無回答	住みやすい『計』	住みにくい『計』	
全体	92	18	23	5	6	33	7			
	100.0	19.6	25.0	5.4	6.5	35.9	7.6	44.6	11.9	
障害の種類	身体障害者	67	11	16	4	4	25	7		
		100.0	16.4	23.9	6.0	6.0	37.3	10.4	40.3	12.0
	知的障害者	17	3	5	1	3	4	1		
		100.0	17.6	29.4	5.9	17.6	23.5	5.9	47.1	23.5
精神障害者	7	3	1	0	0	3	0			
	100.0	42.9	14.3	0.0	0.0	42.9	0.0	57.1	0.0	
難病患者	3	0	1	1	0	1	0			
	100.0	0.0	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3	

4. 障害福祉サービス等の実施状況

(1) 令和5年度までの成果目標の達成状況

①福祉施設の入居者の地域生活への移行

成果目標	目標値	実績値
令和元年度末時点の入所者数	5人	5人
令和5年度末時点の入所者数	4人	4人
【目標】令和元年度末時点の入所者数のうち、令和5年度までの地域生活移行者数	1人(20.0%)	0人(0.0%)
【目標】入所者数削減見込	1人(20.0%)	1人(20.0%)

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標	目標値	実績値
【目標値】令和5年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置	設置済 (圏域内)	設置済 (圏域内)

	目標値			実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における評価の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

●精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助については、目標値・実績値ともに0人分となっています。

③地域生活支援拠点等の整備

成果目標	目標値	実績値
【目標値】令和5年度末までに、地域生活支援拠点等を少なくとも1箇所整備	整備の検討	整備の検討

	目標値			実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた、年1回以上運用状況の検証及び検討の回数	1回	1回	1回	0回	0回	0回

④福祉施設から一般就労への移行促進

(伊根町に就労定着支援事業所は無いため、該当する成果目標について記載なし)

成果目標	目標値	実績値
令和元年度の一般就労移行者数(A)	0人	0人
【目標値】令和5年度の一般就労移行者数(B)	1人	0人
【目標値】(B)のうち就労移行支援事業利用者	1人	0人
【目標値】(B)のうち就労継続支援A型事業利用者	1人	0人
【目標値】(B)のうち就労継続支援B型事業利用者	0人	0人
【目標値】(B)のうちの就労定着支援事業利用者数	1人	0人

⑤障害児支援の提供体制の整備等

成果目標	目標値	実績値
【目標値】令和5年度末までの、児童発達支援センターの設置数	1箇所整備済	1箇所整備済
【目標値】令和5年度末までに、保育所など訪問支援を利用できる体制を構築	構築済	構築済
【目標値】令和5年度末までの、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	設置の検討	設置の検討
【目標値】令和5年度末までの、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	設置の検討	設置の検討
【目標値】令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場を設置	設置済 (圏域内)	設置済 (圏域内)
【目標値】令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	配置の検討	配置の検討

⑥相談支援体制の充実・強化等

	目標値			実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援体制の有無	無	無	有	無	無	無
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	0件	1件	0件	0件	0件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	0件	1件	0件	0件	0件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0回	0回	1回	0回	0回	0回

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

	目標値			実績値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の 活用の有無	無	無	有	無	無	無
障害福祉サービス等に係る各種研修の 参加人数	0人	0人	1人	0人	0人	0人
障害者自立支援審査支払等システムに よる審査結果の共有の有無	無	無	有	無	無	無
障害者自立支援審査支払等システムに よる審査結果の共有回数	0回	0回	1回	0回	0回	0回

(2) 障害福祉サービスの提供状況

①訪問系サービス

居宅介護については、利用人数・利用時間ともに計画値を少し下回る状況となっています。
また、同行援護については、利用を見込んでいましたが、実際の利用はありませんでした。

※1ヵ月あたり

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績見込
居宅介護	人	6	5	7	4	7	4
	時間	72	49	84	35	84	50
同行援護	人	1	0	1	0	1	0
	時間	4	0	4	0	4	0

●重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援については、計画値・実績値ともに0人・時間となっています。

②日中活動系サービス

就労継続支援（A・B型）では、計画値を少し上回る利用実績がみられ、そのほかのサービスでは、計画値とほぼ同じか少し下回る利用状況となっています。

就労定着支援については、利用を見込んでいましたが、実際の利用はありませんでした。

※1ヵ月あたり

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績見込
生活介護	人	12	10	12	10	12	9
	人日	180	115	180	168.6	200	170
就労移行支援	人	0	0	1	1	1	1
	人日	0	0	21	15	21	1
就労継続支援（A型）	人	1	1	1	1	2	1
	人日	21	21.3	21	21	40	21
就労継続支援（B型）	人	16	15	16	16	17	14
	人日	250	274	250	264	280	250
就労定着支援	人	0	0	1	0	1	0
短期入所（福祉型）	人	2	0	2	2	2	2
	人日	20	0	20	4	20	4

●自立訓練（機能訓練・生活訓練）、療養介護、短期入所（医療型）については、計画値・実績値ともに0人・人日となっています。

③居住系サービス

ほぼ計画値どおりに推移しています。自立生活援助については、利用がありませんでした。

※1ヵ月あたり

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績見込
共同生活援助	人	7	8	7	8	7	8
施設入所支援	人	5	5	5	5	5	4
自立生活援助	人	1	0	1	0	1	0

④計画相談支援

計画相談支援は、計画値を下回る利用実績となっています。

地域移行支援、地域定着支援については、利用を見込んでいましたが、利用がありませんでした。

※1ヵ月あたり

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績見込
計画相談支援	人	15	9.3	16	9.6	16	10
地域移行支援	人	0	0	1	0	1	0
地域定着支援	人	0	0	1	0	1	0

⑤障害のある子どもへの支援

障害のある子どもへの支援に関する各サービスの利用実績については、大きな変動なく推移していますが、計画値を下回るサービスが多くなっています。

※1ヵ月あたり

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績見込
児童発達支援	人	4	2	4	4	4	3
	人日	12	1.8	12	2.3	12	2
放課後等デイサービス	人	2	4	2	4	3	4
	人日	6	1.4	6	1.1	9	1
保育所等訪問支援	人	1	2	1	1	1	2
	人日	1	0.3	1	0.25	1	0.1
障害児相談支援	延べ人	2	1	2	1.08	2	1

●医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、計画値・実績値ともに0人・人日となっています。

●医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数（人）、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（人／年）、ペアレントメンターの人数（人）、ピアサポート活動への参加人数（人／年）についても、計画値・実績値ともに0となっています。

⑥地域生活支援事業

地域生活支援事業については、大きな変動なく推移していますが、手話通訳者・要約筆者派遣事業、移動支援事業については、計画値を下回る利用実績となっています。

成年後見制度利用支援事業、手話奉仕員養成事業、自動車運転免許取得・改造助成事業については、利用を見込んでいましたが、利用がありませんでした。

【必須事業】

※1年あたり

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績見込	
理解促進研修・啓発事業	有無	無	無	有	無	有	無	
自発的活動支援事業	有無	無	無	有	無	有	無	
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2	1	2	1	
成年後見制度利用支援事業	人	2	0	2	0	2	0	
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆者派遣事業	件	20	3	20	6	20	6
	手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	手話奉仕員養成事業	人	1	0	1	0	1	0
日常生活用具給付等事業	件	21	18	22	20	25	20	
移動支援事業	人	3	1	3	1	4	1	
	時間	160	62	180	74	200	80	
地域活動支援センター事業	箇所	1	1	1	1	1	1	
	人	2	3	2	3	2	3	

●基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業、成年後見制度法人後見支援事業については、計画値・実績値ともに無となっています。

●要約筆者養成事業については、計画値・実績値ともに0人となっています。

【任意事業】

※1年あたり

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績見込
日中一時支援事業	箇所	1	2	1	2	1	2
自動車運転免許取得・改造助成事業	人	1	0	1	0	1	0

5. 現状及びアンケート調査等からみた課題

(1) 障害のある人等の高齢化

- ・本町において、障害者手帳をお持ちの方のうち 75.0%が 65 歳以上となっており、高齢者の占める割合が高くなっています。年齢が上がるにつれて障害が重度化するケースや、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行や併用が必要なケースも多く、サービスや支援へのニーズが多様化しています。
- ・アンケートにおいて介助者の年齢を伺うと、障害のある人同様、高齢者の占める割合が高く、65 歳以上が 48.4%となっています。

(2) 障害福祉サービス等の提供体制の充実

- ・今後の暮らし方の意向として「家族と一緒に自宅で暮らしたい」という方が 60.9%と多くなっています。在宅で暮らすためには「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が必要と考える方が多くなっており、在宅で暮らす際の支援についても検討していく必要があります。
- ・本町には、B型以外の就労支援事業所がなく、町外の事業所を利用する必要がある現状です。こういった資源不足に加え、人材不足も課題として挙がっており、障害福祉サービスの提供体制の充実は、今後も引き続き取り組んでいくべき重要な項目です。
- ・介助者が高齢になるにつれ、介助が難しくなるケースもあり、本人はもちろん介助者に対する障害福祉サービスの利用に向けた啓発・周知の実施も重要です。

(3) 相談体制と情報提供体制の充実

- ・本町の相談体制についてアンケートで伺うと、「不十分に感じている」方の割合が、前回調査の 19.6%から 6.5%に減少しています。しかし、今後充実してほしい情報として「困った時に相談できる窓口や場所」が 43.5%と多くなっていることも踏まえ、今後も引き続き相談体制の充実とその周知に向けた取組を進めていくことは重要です。
- ・アンケートにおいて、障害や障害福祉サービスについての情報は、「新聞やテレビ」と「広報誌」から入手する方が多いため、広報誌による情報提供の充実に取り組んでいく必要があります。

(4) 外出・移動支援の充実、就労支援のあり方について

- ・アンケートにおいて、日常生活の中で1人でできる割合が低い項目として、「外出」が挙がっており、身体・知的・精神のどの障害種においても同様となっています。また、外出する際に困ることを伺うと、「公共交通機関が少ない(ない)」が26.1%と最も多くなっており、移動支援、行動援護・同行援護については今後も引き続き支援を検討していくべき課題となっています。
- ・就労する際の支援として必要なことについてアンケートで伺うと、「通勤手段の確保」が23.5%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が22.4%となっています。18歳未満の方が将来の仕事に関して不安に思うこととして「人間関係」も多くなっています。
- ・日常生活で差別や偏見を感じるとアンケートで回答した方の割合は26.1%となっており、障害に対する理解促進・啓発を行うことは重要です。

(5) 地域との関わり、災害時の対応について

- ・ご近所とのお付き合いの程度をアンケートで伺うと、「何か困った時に、助け合える程度」が30.4%と最も多くなっており、地域でのつながりが構築されている状況となっています。しかし、「ほとんどつきあいはない」と回答された方が、前回調査の5.2%から12.0%に増加しており、そういった方が孤立しないよう見守っていくことも重要です。
- ・災害時に「1人で避難できない」とアンケートで回答された方の割合は、47.8%となっており、「1人で避難できるかわからない」方を合わせると過半数となっています。災害時の支援、事前の備えを行うことは重要であり、「災害時要配慮者支援登録制度」の周知・啓発をはじめとする取組を進めていくことが必要です。また、災害時の地域での支え合いは大変重要であるため、日頃からの関わりづくりを進めていくことも重要です。

(6) 障害児支援

- ・療育支援として、療育機関や医療機関を求める声や、進路指導の強化を求める声が挙がっています。今後支援の充実を検討していく必要があります。
- ・児童発達支援センターをはじめとして、各種サービスを受ける際に町外施設を利用しなければならない状況があるため、資源の拡充や移動支援について、障害者と同様に取組を進めていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本計画では、「伊根町第3次障害者基本計画」の理念に基づいて、伊根町が進める、「障害の有無にかかわらず誰もが誇りと尊厳を持ち、社会を構成する一員として一人ひとりが大切にされ、共に生きる社会の実現」に向けた計画の推進を図ります。

基本理念

地域みんなで支え合い

人を大切に共に生きるまち伊根

第4章 成果目標及びサービス等の確保方策

1. 令和8年度までの成果目標

(1) 福祉施設の入居者の地域生活への移行

国の基準	・令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。
町の方針	・国の基本指針に基づいて以下の目標値を設定し、地域生活への移行と施設入所者の削減を見込みます。

成果目標	目標等
令和4年度末時点の入所者数	5人
令和8年度末時点の入所者数	4人
【目標】令和4年度末時点の入所者数のうち、令和8年度までの地域生活移行者数	1人(20.0%)
【目標】入所者数削減見込	1人(20.0%)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までにすべての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。 ・医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましく、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。
町の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療、福祉関係者による協議の場について、京都府及び北部市町と連携し、設置の検討を進めます。

成果目標	目標等
【目標値】令和8年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置	設置済 (圏域内)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	1人	1人	1人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助・自立訓練（生活訓練）の利用者数	利用のニーズがあった際には柔軟に対応		

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、年1回以上の運用状況の検証をすることを基本とする。 ・令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。
町の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等について、京都府及び北部市町と連携し、整備の検討を進めます。

成果目標	目標等
【目標値】令和8年度末までに、地域生活支援拠点等を整備	整備の検討
【目標値】令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制を整備	整備の検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。また、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。 →就労移行支援事業：令和元年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上 →就労継続支援A型事業：令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上 →就労継続支援B型事業：概ね1.28倍以上 ・就労移行支援事業所のうち、事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。 ・就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とし、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。
町の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本指針に基づいて以下の目標数値を設定し、一般就労と就労定着に向けた支援の実施を見込みます。 ・町内には就労移行支援事業所・就労定着支援事業所はありませんが、圏域内事業所と連携し、ニーズに応じたサービス提供を図ります。

成果目標	目標等
令和3年度の一般就労移行者数	0人
【目標値】令和8年度の一般就労移行者数	1人
【目標値】うち、就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数	1人
【目標値】うち、就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数	1人
【目標値】うち、就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数	0人

成果目標	目標等
令和3年度の就労定着支援事業利用者数	0人
【目標値】令和8年度の就労定着支援事業利用者数	1人

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置（単独設置が困難な場合は、圏域での設置も可）することを基本とする。 ・保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。 ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保（単独設置が困難な場合は、圏域での確保も可）することを基本とする。 ・令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置（単独設置が困難な場合は、都道府県が関与した上での圏域での設置も可）することを基本とする。
町の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府及び北部市町と連携し、障害のある子どもが適切に発達支援を受けることができる支援体制を構築することを見込みます。

成果目標	目標等
【目標値】 令和8年度末までの、児童発達支援センターの設置数	1箇所整備済（圏域内）
【目標値】 令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築	構築の検討

成果目標	目標等
【目標値】 令和8年度末までの、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	設置の検討
【目標値】 令和8年度末までの、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	設置の検討

成果目標	目標等
【目標値】 令和8年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場を設置	設置済（圏域内）
【目標値】 令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	配置の検討

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、地域の相談支援体制の強化に努めること。 ・地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。
町の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本指針に基づき、基幹相談支援センター設置に向けた検討を進めつつ、各機関での連携強化を図り、相談支援体制の充実に努めます。 ・協議会における報告・検討を継続的に行いつつ、事例検討やニーズに応じたサービス提供に向けた協議を進めます。

成果目標	目標等
【目標値】基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保	確保の検討
【目標値】個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組実施に向けた必要な協議会の体制を確保	確保の検討

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和八年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
町の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本指針に基づき、サービスの向上に向けた、各種研修や障害者自立支援審査支払等システムの活用について検討を進めます。

成果目標	目標等
【目標値】令和8年度末までに、サービスの質の向上を図るための体制を構築	構築の検討

2. 障害福祉サービス等の見込みと確保の方策

(1) 訪問系サービス

【サービスの種類と内容】

サービス名	内容
①居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で、入浴、排せつ、食事などの介助や家事援助を行います。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
③同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含みます。)、移動の援護等の外出支援を行います。
④行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
⑤重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【サービスの見込み量】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①居宅介護	人/月	5	5	5
	時間/月	50	50	50
③同行援護	人/月	1	1	1
	時間/月	4	4	4

※見込み量の項目なし：見込みが「0」の項目(以下同様)

【確保方策】

京都府及び北部市町と連携し、多様な事業者の参入を促進し、本町の障害のある人のニーズに応じたサービスの必要量の確保に努めます。

また、サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、サービスの周知に努めるとともに、サービス提供事業所に対して、専門人材の確保や質的向上を図るため、各種研修会の情報提供や、参加の促進などを働きかけていきます。

(2) 日中活動系サービス

【サービスの種類と内容】

サービス名	内容
①生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
②自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活が営めるよう、身体障害のある人に、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
③自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活が営めるよう、知的障害のある人または精神障害のある人に、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
④就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
⑤就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑥就労継続支援（A型） ⑦就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型は雇用契約を締結します。B型は雇用契約を締結しません。
⑧就労定着支援	障害のある人の一般就労が増加する中、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
⑨療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
⑩短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①生活介護	人／月	10	10	10
	人日／月	150	150	150
⑤就労移行支援	人／月	1	1	1
	人日／月	15	15	15
⑥就労継続支援（A型）	人／月	1	1	1
	人日／月	21	21	21
⑦就労継続支援（B型）	人／月	16	16	17
	人日／月	272	272	289
⑧就労定着支援	人／月	1	1	1
⑩短期入所（福祉型）	人／月	2	2	2
	人日／月	4	4	4

【確保方策】

各サービスの必要量の確保に努め、希望する人がサービスの提供を受けることができるよう努めます。

また、サービスの周知に努めるとともに、サービス提供事業所に対して、専門人材の確保や質的向上に向けた各種研修会の情報提供や、参加の促進などを働きかけていきます。

（3）居住系サービス

【サービスの種類と内容】

サービス名	内容
①共同生活援助	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている人には、サービスも提供します。さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるため、サテライト型住居があります。
②施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
③自立生活援助	障害者支援施設等から一人暮らしへの移行を希望する障害のある人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①共同生活援助	人／月	8	8	8
うち重度障害者	人／月	0	0	0
②施設入所支援	人／月	5	5	4
③自立生活援助	人／月	1	1	1

【確保方策】

施設に入所中の障害のある人や退院可能な精神障害のある人について、地域生活への移行を進める必要があります。そのため、グループホームの整備について検討を進めます。

また、地域の事業所や病院と連携し、京都府及び北部市町と調整しながら、適切な居住基盤の確保に努めます。また、自立生活援助による地域生活への移行者に対する支援体制の強化に努めます。

(4) 相談支援

【サービスの種類と内容】

サービス名	内容
①計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ●継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整を行います。
②地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害のある人、児童福祉施設を利用する18歳以上の障害のある人などを対象に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
③地域定着支援	居宅において単身で生活している障害のある人などを対象に、常時連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①計画相談支援	延べ人／月	10	10	11
②地域移行支援	人／月	1	1	1
③地域定着支援	人／月	1	1	1

【確保方策】

ケアマネジメントを担う人材の確保とともに、府との連携及び丹後圏域における研修等を通じて、サービス等利用計画を作成する相談支援員の養成を進めます。

高齢の方を中心に介護保険サービスと併用する利用者も多いことから、介護事業者との連携強化を図り、費用負担の軽減につながるような効率的なサービス利用計画の提案、作成をめざします。

また、より身近な地域で相談ができる体制づくりに向けて、地域包括支援センター、保健センター等を中心とした、各相談窓口の充実を図ります。さらに、町内の関係団体や医療機関が一体となり、包括的な相談体制づくりをめざします。

3. 障害のある子どもへの支援

(1) 障害児通所支援

【サービスの種類と内容】

サービス名	内容
①児童発達支援	就学前の子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
②放課後等デイサービス	学校就学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
③保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある子ども、今後利用する予定の障害のある子どもに対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
④医療型児童発達支援	就学前の子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。
⑤居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における動作指導、知識技能訓練などを行います。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①児童発達支援	人/月	4	4	4
	人日/月	12	12	12
②放課後等デイサービス	人/月	3	3	3
	人日/月	9	9	9
③保育所等訪問支援	人/月	1	1	1
	人日/月	1	1	1

【確保方策】

児童福祉及び障害福祉分野との連携を図りながら、利用ニーズを把握しサービスの周知に努め、ニーズに応じたサービス必要量の確保に努めます。

また、質の高い支援を必要とする障害のある子どもが、適切に療育を受けられるよう、丹後圏域の市町との連携を図ります。

さらに、関係機関や関係課が連携して情報を共有し、障害のある子どもを療育する家庭をサポートしていきます。

(2) 障害児相談支援等

【サービスの種類と内容】

サービス名	内容
①障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ●継続障害児支援利用援助支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①障害児相談支援	延べ人／月	｜	｜	｜

【確保方策】

障害児相談支援については、放課後の生活や長期休暇の生活支援など、きめ細かな生活の支援ができるよう、一人ひとりに応じたケアマネジメント体制の確立に努めます。

コーディネーターの配置については、京都府及び北部市町と連携し、コーディネーターの担う役割や関連機関との連携方法等を含め、検討を進めていきます。

(3) 発達障害者に対する支援

【サービスの種類と内容】

サービス名	内容
①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム	<p>●ペアレントトレーニング 環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的とした支援を行います。</p> <p>●ペアレントプログラム 保護者や養育者の認知を肯定的に修正することを目的とした支援を行います。</p>
②ペアレントメンター	発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対して相談を受けたり、情報提供を行うための支援を行います。
③ピアサポート活動	同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有し、悩み等を共有する場の提供を行います。

【確保方策】

子どもの発達障害に対し、保護者や養育者等が必要な知識を身につけ、適切な対応ができるようプログラム等の支援体制の整備検討を行います。

4. 地域生活支援事業の見込み及び確保方策

I 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

【サービスの種類と内容】

障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有

【確保方策】

障害のある人となない人が共に生きる社会づくりを進めるためには、地域住民の障害に対する理解を深めることが重要であることから、事業実施に向けた検討を行います。

(2) 自発的活動支援事業

【サービスの種類と内容】

障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	有無	有	有	有

【確保方策】

障害のある人やその家族、地域住民のボランティア活動や見守り・支援活動、災害時要配慮者支援活動など自発的な活動を支援するため、関係機関と連携し、ボランティアの養成や地域福祉活動の推進のための仕組みづくりについて検討を行います。

自発的活動支援事業の実施にあたっては、活動主体となる団体が必要なため、事業の実施に向けて団体の育成を行います。

(3) 相談支援事業

【サービスの種類と内容】

障害のある人、障害のある子どもの保護者または障害のある人の介助者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、(自立支援)協議会を開催し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2

「基幹相談支援センター等機能強化事業」「住宅入居等支援事業」については見込みなし

【確保方策】

より身近な場所で相談支援を受けられるよう、町内の相談支援事業所設置に向けた検討を行います。また、相談支援事業の周知を行うとともに、関係機関と連携し、悩みや不安の軽減を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

【サービスの種類と内容】

補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成します。また、法人後見の研修等を行います。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1

「成年後見制度法人後見支援事業」については見込みなし

【確保方策】

成年後見制度利用促進のため、広報・普及活動に取り組んでいきます。

法人後見支援事業の実施時期は未定ですが、関係機関と連携し、実施に向けた検討を行います。

(5) 意思疎通支援事業

【サービスの種類と内容】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う人の派遣などを行います。また、意思疎通支援を行う人を養成します。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	6	6	6
手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1
手話奉仕員養成事業	人/年	0	1	1
要約筆記者養成事業	人/年	1	0	0

【確保方策】

利用対象者の様々なニーズに的確に応えられるよう、養成講座や研修を実施し、手話通訳及び要約筆記登録者の確保及びサービスの質の向上に取り組みます。

(6) 日常生活用具給付等事業

【サービスの種類と内容】

障害のある人に対し、日常生活の便宜を図るための介護・訓練支援用具などの日常生活用具の給付または貸与を行います。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業	件/年	20	21	22

【確保方策】

日常生活用具給付等事業の広報、普及活動を行います。また、障害の状態に応じ適切な日常生活用具の給付または貸与ができるよう、利用者のニーズの把握に努めます。

(7) 移動支援事業

【サービスの種類と内容】

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	1	1	1
	時間	70	70	70

【確保方策】

地域における自立生活や社会参加を促進する事業として重要であることから、サービス提供事業者の確保及びヘルパーの育成を図ります。

(8) 地域活動支援センター

【サービスの種類と内容】

障害のある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流促進等の便宜を図ります。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	箇所	1	1	1
	人/年	3	3	3

【確保方策】

サービス提供事業所等と連携し、サービス提供体制の確保を図ります。また、事業内容の広報を行い、制度の周知を図ります。

2 任意事業

(1) 日中一時支援事業

【サービスの種類と内容】

活動場所が必要な障害のある人などに活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	箇所	2	2	2

【確保方策】

サービス提供事業所等と連携し、サービス提供体制の確保を図ります。

(2) 社会参加促進事業

【サービスの種類と内容】

視覚・聴覚障害のある人に対して、レクリエーション活動を通じて社会参加を促進する視覚・聴覚障害者研修や手話奉仕員、要約筆記者を養成する奉仕員養成事業、障害のある人の自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	人／年	1	1	1

【確保方策】

手話通訳及び要約筆記登録者の確保を行うため、広報等を用いて奉仕員等養成事業の情報提供を行います。

自動車運転免許取得、改造助成事業の広報を行い、制度の周知に努めます。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

①計画や制度の普及・啓発

住民が障害のある人に対する理解を深め、共に生きる社会の構築に向け、行政と一体となって取り組めるよう、本計画について広報やホームページ等による周知を図ります。

また、「障害者総合支援法」により、サービスの種類や内容、制度が変わっているものもあるため、障害のある人やその家族に対し、広報やホームページ、パンフレット、研修会等を通じてサービスの内容や制度について普及を進めます。

②地域における連携の強化

障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、また、安心して暮らすことができるよう、行政だけではなく、町社会福祉協議会や民生児童委員、ボランティアグループ等との連携による見守りや支援の充実を図ります。

③庁内連携の充実

本計画は、保健・医療・福祉・教育・生活環境等様々な分野との連携が特に重要です。障害のある人のライフステージに対応して、総合的かつ継続的な支援を行うとともに、また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内関係各課の連携の強化を図ります。

④関係機関等の連携の強化

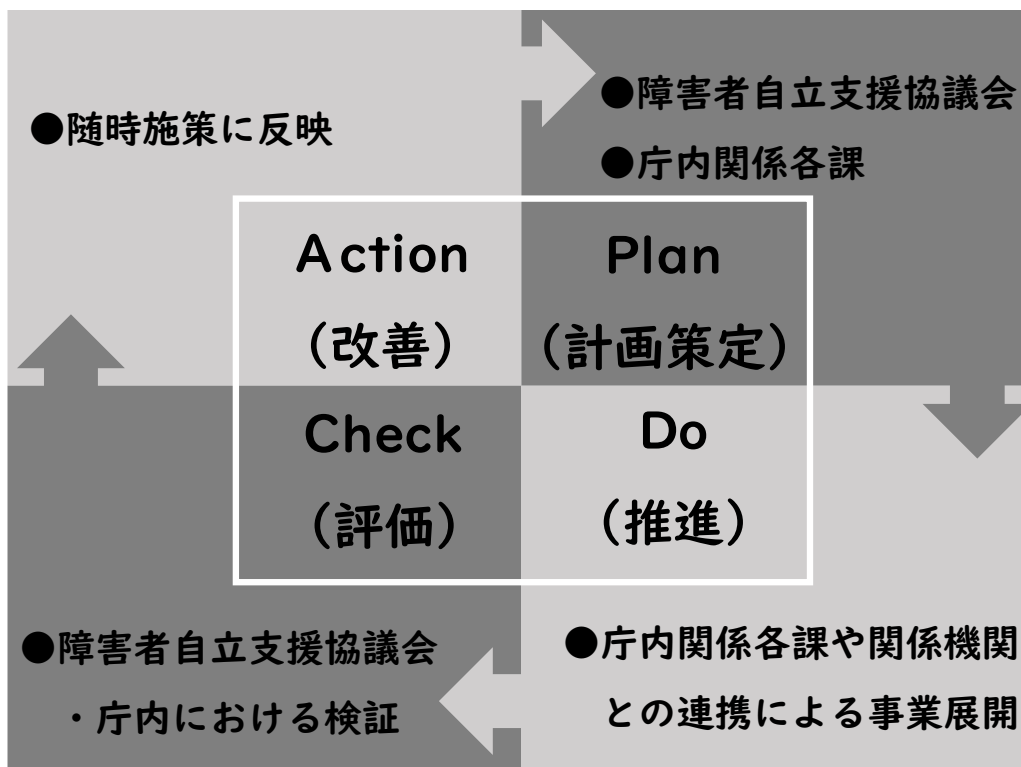
障害のある人の多様な課題やニーズに対応するため、関係機関が参加する丹後圏域において情報の共有化や連携を図ります。

また、相談支援やサービス提供にたずさわる人材育成のための研修等について、府をはじめ丹後圏域の市町と連携強化を図ります。

2. 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、PDCAサイクルに基づき、事業を実施（Do）し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などの点検・評価（Check）を行います。また、伊根町障害者自立支援協議会に対し計画の進捗状況について報告し、意見を求め、必要に応じて計画の改善（Action）や見直し（Plan）を行います。

■PDCAサイクルのイメージ



資料編

1. 計画策定の経過

年月日	項目	内容
令和5年7月上旬～ 令和5年7月24日	障害福祉に関するアンケート調査	計画策定の基礎資料とするために、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、伊根町から障害福祉サービスの支給決定を受けている方を対象に、配布・回収共に郵送でアンケート調査を実施 配布数：120件 有効回収数：92件 有効回収率：76.7%
令和5年11月1日	令和5年度伊根町障害者自立支援協議会	【議題】 (1) 伊根町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について (2) その他
令和6年1月16日～ 令和6年2月5日	パブリックコメントの実施	計画素案について広く住民から意見を募集しました。

2. 伊根町障害者自立支援協議会設置要綱

平成 24 年 2 月 24 日
告示第 16 号
改正平成 26 年 3 月 17 日
告示第 31 号

伊根町障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 障害者及び障害児とその家族、関係者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、伊根町障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、次に掲げる者のうちから 15 人以内で組織する。

- (1) 福祉、教育、雇用、保健又は医療に関する機関・事業所等の関係者
- (2) 障害当事者、団体の関係者又はその家族
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める者

(協議事項)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援体制の中立・公平性の確保、総合的な評価及び推進に関すること。
- (2) 地域生活支援体制の総合的な評価及び推進に関すること。
- (3) 地域の社会支援の開発又は改善に関すること。
- (4) 伊根町障害者計画及び伊根町障害福祉計画の協議又は見直し、評価等に関すること。
- (5) その他町長が必要と認める事項

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を各 1 名置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委嘱後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第 7 条 協議会の事務局は、保健福祉課に置く。

(秘密の保持)

第8条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年2月24日から施行する。

(伊根町障害者計画等策定委員会設置要綱の廃止)

2 伊根町障害者計画等策定委員会設置要綱(平成12年伊根町要綱第34号)は廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則(平成26年3月17日告示第31号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

3. 伊根町障害者自立支援協議会 委員名簿

(順不同・敬称略)

団体名	職名	氏名
伊根町社会福祉協議会	会長	◎ 一井 京一
伊根町民生児童委員協議会	会長	○ 折戸 和代
障害者生活支援センター結	センター長	岩崎 充
よさのうみ福社会 伊根の里	管理者	野村 和弘
与謝郡聴覚言語障害センター	センター長	高見 典子
児童発達支援センターすずらん	施設長	田上 秀美
障害者就業・生活支援センターこまち	就業支援相談員	尾上 数馬
峰山公共職業安定所宮津出張所	所長	坂田 昌久
伊根町身体障害者相談員	相談員	泉 祥子
伊根町知的障害者相談員	相談員	平岡 由美子
丹後保健所福祉課	課長	西邑 章

◎会長 ○副会長

【オブザーバー】

(敬称略)

団体名	職名	氏名
与謝野町障害者相談支援事業所結	GM (ゼネラルマネージャー)	坂根 由美子

伊根町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

令和6年3月

編集・発行 伊根町 保健福祉課

〒626-0493

京都府与謝郡伊根町字日出 651 番地

TEL : 0772-32-0504 (直通)

FAX : 0772-32-1009